令和８年度
都城市放課後児童健全育成事業
運営受託者公募要項

令和８年１１月

都城市

１　公募の趣旨

本市では令和７年４月に策定した都城市こども計画に基づき、現在、80 か所の放課後児童クラブが設置され、そのうち 75 か所を法人委託で運営している。

法人委託で運営している今町小学校の放課後児童クラブについて、令和８年度をもって、現在の受託者による運営が終了することに伴い、当該児童クラブの円滑な事業継続と民間のノウハウを活用した質の高い支援の提供を図るため、以下のとおり受託者を公募するものである。

２　公募の概要

（１）　事業の目的

放課後児童クラブ事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、放課後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成、保護者の子育て支援の観点から重要な役割を担っている。

（２）　事業の内容

児童福祉法、都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、都城市放課後児童健全育成事業実施規則、放課後児童健全育成事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）、その他関係法令の基準を満たす事業であること。ただし、スポーツクラブや学習塾等の前号に掲げる事業の目的以外を主たる目的とするものは、放課後児童クラブとは認められない。

（３）　公募予定クラブ

今町小さつき児童クラブにおいて公募する。

定員 （開始届時点）	登録児童数 (R8.10.1 時点)	実施場所（住所）	面積
35 人	30 人	今町小学校余裕教室（今町 8923）	63 ㎡

原則として、定員は 35 人以上とし、年間開所日数は 250 日以上とする。また、供給体制の不足等により、近隣校区に居住する児童を受け入れる必要が生じた場合は、これに対応するものとする。

（４）　事業の実施場所

委託後も、（３）に掲げる実施場所において、引き続き運営することとする。

（５）　事業期間

事業期間は、令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までとする。事業期間を更新する場合は、双方協議のうえ合意によって行うものとする。

（６）　クラブ名称

受託者の希望により、クラブの名称を変更できるものとする。

（７）　物品等の取扱い

受託者には別紙１の備品等を無償で貸与する。

（８） 今後のスケジュール（予定）

令和８年 11 月 16 日（月）	募集要項公表及び質問受付開始
令和８年 11 月 16 日（月）～11 月 25 日（水）	質問提出期間
令和８年 11 月 30 日（月）	質疑に対する回答の公表
令和８年 11 月 16 日（月）～12 月８日（火）	応募書類提出期間
令和８年 12 月 15 日（火）	プレゼンテーション等による選定委員会
令和８年 12 月 17 日	優先交渉者の内示
令和９年４月１日以降	運営開始

３　委託料の予定額

子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、登録児童数や事業内容により算定し、毎年度委託料を支払う。以下、令和８年度の委託料交付基準額を参考として掲載する。

《参考資料》令和８年度放課後児童健全育成事業交付基準額の主なもの

	区分			Ｒ８交付基準　（単位：千円）		備考
	常勤職員（週の開所時間の 8 割または週 32 時間以上勤務）の配置			2 名以上	2 名未満	
1	基本分	登録児童数に基づく基本単価	19 人以下	5,107−(19 人−児童数)×28	3,028−(19 人−児童数)×28	児童数 36～45 人、71 人～のクラブは定額、それ以外は児童数が 1 人異なるごとに単価が変わる
			20～35 人	7,495−(36 人−児童数)×26	5,416−(36 人−児童数)×26	
			36～45 人	7,495	5,416	
			46～70 人	7,495−(児童数−45 人)×96	5,416−(児童数−45 人)×96	
			71 人～	4,997	2,917	
2	開所日数加算	年間開所日数 250 日以上分について加算		31	23	（年間開所日数−250 日）×単価
3	長時間開所加算	最低基準を超えて開所する時間分について加算	平日分	804	495	年間平均時間数×単価
			長期休暇分	362	223	年間平均時間数×単価
4	障害児受入推進事業	障害児の受入れに必要な支援員の加配に要する経費		2,352		
5	賃借料補助	民家・アパート等を活用する場合の賃借料補助		1,800		※市基準
6	送迎支援事業	児童の送迎に要する経費補助		613		
7	処遇改善等事業	支援員の処遇改善に要する経費補助		2,181		
8	障害児受入強化推進事業	障害児を３人以上受け入れる場合		2,352		
9	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	①放課後児童支援員を配置		131		対象職員数×単価 ※１支援単位当たり上限 919 千円
		②概ね経験年数 3 年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置		198		
		③概ね経験年数 5 年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置		263		
		④③の条件を満たす概ね 10 年以上の放課後児童支援員で、事務所長的立場にある者を配置		394		

なお、委託料の金額は、毎年度の予算編成を通じて決定されるため、上記の金額の支払を保証するものではない。

４　応募要件

応募要件は、次のいずれも満たすものとする。

（１）都城市内に住所を有する法人であること。

（２）放課後児童クラブを運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。

（３）児童福祉法、子ども・子育て支援法、都城市放課後児童健全育成事業の運営及び基準等を定める条例、都城市放課後児童健全育成事業実施規則、放課後児童健全育成事業実施要綱、その他関係法令を遵守し、法人自らが放課後児童クラブ事業を運営すること。

（４）関係法令について、新たな法の制定又は改正等が行われた場合は、新たな法に準ずること。

（５）応募法人及びその代表者が、法人税、市民税、資産税を滞納していないこと。

（６）法人及びその役員等が都城市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）第２条第１号に規定する暴力団及び第３号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。

（７）事業に積極的に取り組み、事業の質及びサービスを維持、向上できる法人であること。

（８）児童福祉の理念、公共性及び公益性を持ち、児童福祉行政をよく理解し、本市の児童福祉行政に積極的に協力する法人であること。

５　選定方法

（１）都城市放課後児童健全育成事業受託者選定委員会において選定する。

選定委員：こども部長、こども政策課長、保育課長、こども政策課子育て支援担当職員、保育課指導監査担当職員

（２）選定委員会は令和８年 12 月 15 日（火）を予定しているが、日程や詳細な方法等については後日通知する。

（３）審査方法は、選定委員会における書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングとする。

（４）プレゼンテーションは、選定委員に対し、放課後児童クラブ事業の運営方針や計画等について、応募法人の代表者が説明を行うもので、説明者は２人以内とする。

（５）ヒアリングは、提出された応募書類及びプレゼンテーションの内容に対して、質疑を行うものである。

（６）応募書類について、情報公開請求が行われた場合は、都城市情報公開条例（平成 18 年条例第 28 号）に基づき公開する。ただし、受託候補者及び優先交渉者が決定するまでは、非公開とする。

６　選定基準

別紙２の審査項目に従い、各選定委員が評点した点数を合計したものの平均が６割以上の法人を受託候補者とする。さらに、合計点数による順位付けを行い、最も高い点数を得た受託候補者を優先交渉者とする。ただし、審査の結果、最も点数が高い者が複数あるときは、市民サービス向上に資する取組みの評価及び職員の配置の評価項目における合計点数が最も高い者を優先交渉者に選定する。市民サービス向上に資する取組みの評価及び職員の配置の評価項目における合計点数が最も高い者が複数あるときは、審査委員の多数決により優先交渉者を選定する。

７　選定の取消し及び辞退

（１）受託候補者及び優先交渉者の選定後に、次のいずれかに該当した場合は、その決定を取り消すこと

がある。この場合、市は費用等の弁償には一切応じない。

・応募要件を満たさなくなった場合

・申請内容に虚偽の内容が含まれていたことが発覚した場合

・申請時の計画を変更する場合であって、その内容が、選定結果に影響を与えるものと判断できる場合

（２）受託候補者及び優先交渉者は、辞退する場合においては、辞退届（様式任意）を市に提出すること。

（３）優先交渉者の取消し又は辞退となった場合において、当該クラブに複数の受託候補者がいた場合、選定基準により次点となっていた受託候補者を繰り上げて優先交渉者とすることができる。

８　応募方法

（１）提出書類（原則、サイズはＡ４で統一すること。また、いずれの様式も記入欄が不足するときは継紙又は別紙に記載してかまわない。）

ア　都城市放課後児童クラブ運営受託者応募申請書【様式１】

イ　法人の概要調書【様式２】

ウ　放課後児童クラブの運営方針・運営計画【様式３】

エ　従事予定職員名簿及び主な経歴【様式４】（放課後児童支援員の認定資格修了者は、修了証の写しを添付）

オ　収支計画書【様式５】

カ　誓約書【様式６】

キ　役員等名簿兼同意書【様式７】

ク　法人及び代表者の市県民税、法人税、資産税のそれぞれについて、未納の税額が無い旨の証明書（申請日以前、３か月以内に発行されたもの。写しで可）

ケ　法人の登記事項証明書（申請日以前、３か月以内に発行されたもの。写しで可）

コ　定款、寄附行為、その他これらに類する書類（写し）

（２）提出期限等

ア　提出期間　令和８年 11 月 16 日（月）から令和８年 12 月８日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日は除く日とする。

イ　提出時間　午前８時 45 分から午後４時 30 分まで

ウ　提出部数　６部（正本１部、副本５部）

エ　提出方法　「10　応募先、連絡先」まで持参又は簡易書留にて郵送。
　　郵送の場合は 12 月８日（火）午後４時 30 分必着とする。

オ　そ の 他　応募に必要な経費は、応募者負担とする。また、提案書は原則として返却しない。

（３）質疑について

この要綱に関する質疑は、次のとおり行う。

ア　質疑を提出できる者は、「４　応募要件」に該当する者とする。

イ　質疑の方法

(ア)　質問書【様式８】をメールで「10　応募先、連絡先」に提出

(イ)　受付期間：令和８年 11 月 16 日（月）午前９時から令和８年 11 月 25 日（水）午後５時まで

ウ　回答方法

質疑に対する回答は、令和８年 11 月 30 日（月）までに全ての応募者へメールで送付する。

９　その他の留意事項

その他の留意事項については、次により行うものとする。

（１）申請書提出後において、原則として当該申請書に記載された内容の変更を認めない。

（２）提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市が本案件の公募に関する報告等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

（３）提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。

10　応募先、連絡先

都城市　こども部こども政策課　子育て支援担当

〒885-8555　都城市姫城町６街区２１号

電　話　0986-23-2684

メール　kodomoseisaku@city.miyakonojo.miyazaki.jp